

伏屋社会保険労務士事務所

岐阜市・専門サービス業

平成25年度
認定

子育て中は、状況に応じて勤務形態を選べる「家庭重視就業タイプ」を導入。家族旅行のために特別休暇を付与するなど、家庭を大切にする取り組みを行っている

従業員数/男性10名 女性30名 計40名 ※平成28年3月1日現在



女性が多い職場で笑顔が絶えない。

多彩な勤務形態、育児支援

従業員の多くが女性である伏屋社会保険労務士事務所は、手厚い福利厚生と働きながら子育てをする環境が整っている。労働形態もフルタイムで7:5時間働く正規のAタイプから、65歳以上の人を対

象としたイタイプまでと多岐にわたる。育児復帰後も本人が勤務形態を自由に選択できるなど、本人の意思を尊重した対応をしている。子育てスタッフへの心と体のケアとして、伏屋喜雄所長は「毎月仕事中に30分のボディケアなどもあります」と語り、気づかいを大切にす。また妊婦の人には、体の負担を減らせるようにと、事務所からより近い駐車場を使用させるなど環境づくりに配慮している。社内には子育て中の社員が多いため、自然と助け合う姿勢がうまれ子供の発病などによる急な休暇も取りやすい雰囲気。一年を通して家族が参加できる社内行事が多いのも特徴だ。

業務上、会社の労務管理を行っているだけに「自分の会社が労務管理の見本になるように」と意識している。「うちの会社では人間関

係で悩むことがない」と誇らしく伏屋所長は語ってくれた。

2016年度からは婦人検診の推奨として、乳がん、子宮がんの検診への補助制度や、「育メン」スタッフへの子供の「看護休暇」の実施（有給年間5日間）も予定しており、さらなる仕事と家庭の両立を目指す形態を展開していく。



女性社員と積極的にコミュニケーションを図る伏屋喜雄所長。